

使用済燃料対策推進協議会（第3回）

議事要旨

日時：平成29年10月24日（火曜日）15時00分～15時30分

場所：経済産業省 本館17階 国際会議室

出席者

（1）政府側

世耕 経済産業大臣

日下部 資源エネルギー庁 長官

村瀬 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長

（2）事業者側

北海道電力(株) 真弓社長

東北電力(株) 原田社長

東京電力HD(株) 小早川社長

中部電力(株) 勝野社長（兼 電気事業連合会会長）

北陸電力(株) 金井社長

関西電力(株) 岩根社長

中国電力(株) 清水社長

四国電力(株) 佐伯社長

九州電力(株) 瓜生社長

日本原子力発電(株) 村松社長

電源開発(株) 渡部社長

議題

1. 使用済燃料対策について
2. その他

議事概要

【冒頭発言】

- ・ 世耕経済産業大臣から、原発の再稼働や廃炉への取組が進展する中、使用済燃料対策は電力事業者共通の大きな課題である旨の発言があった。また、先月、青森県むつ市の中間貯蔵施設を訪問し、同施設が使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けて大きな役割を果たしていること、このような取組がバックエンド事業全体の柔軟性を高めるためにも重要であることを強く認識した旨の発言があった。その上で、昨年 10 月に実施した第 2 回使用済燃料対策推進協議会以降の取組状況について、事業者からの報告を求めた。

【事業者からの報告】

- ・ 勝野電気事業連合会会長（中部電力社長）から、電力共通の取組として、原子力規制委員会から日本原燃に対する報告徴収命令及び至近の同社の保安規定違反に関して、電力の経験を踏まえた日本原燃への助言などの協力・支援を行っている旨の発言があった。また、使用済燃料の乾式貯蔵を促すための技術検討、電気事業連合会ホームページへの使用済燃料対策に係る動画コンテンツの掲載等、理解活動の強化を実施している旨の発言があった。
- ・ 一方、中部電力としての取組状況として、浜岡原子力発電所敷地内での乾式貯蔵施設の建設について原子力規制委員会の安全審査中であること、また、現在、原子力規制委員会で検討されている、使用済燃料貯蔵施設の規制基準が見直された後の要求事項を踏まえ、乾式貯蔵施設設計について引き続き検討を進めて行くことについての発言があった。
- ・ 瓜生九州電力社長から、玄海 3 号機使用済燃料貯蔵施設の貯蔵能力の増強（リラッキング、480tU）について、現在、新規制基準対応を検討している旨の発言があった。
- ・ 村松日本原子力発電社長から、東海第二発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設の見学実施等による理解活動や、先般、貯蔵容器メーカーが認可を取得した型式証明・指定の審査における技術協力を行うなど、乾式貯蔵の推進に力を入れている旨の発言があった。
- ・ 小早川東京電力社長から、リサイクル燃料備蓄センターの事業開始に向け、努力している旨の発言があった。

- ・佐伯四国電力社長から、伊方発電所敷地内において乾式貯蔵施設の設置の検討を進めることを昨年 12 月に表明し、今年度内を目途に具体的計画を取りまとめる旨の発言があった。
- ・岩根関西電力社長から、消費地理解活動について原子力全般に関して延べ 3 2 0 0 0 回以上、うち中間貯蔵については延べ 6 8 0 0 回以上、自治体等への訪問説明を精力的に実施するとともに、シンポジウムにて国と連携をして中間貯蔵の必要性・安全性等について丁寧に説明をするなど、福井県外における中間貯蔵の立地に向けて鋭意取り組んでいるところであり、引き続き、できる限り早期に具体的な進捗が見えるよう、懸命に取り組んでいく旨の発言があった。
- ・事業者からの報告を受け、世耕経済産業大臣から事業者に対し、事業者間で連携して取り組むべき事項として、以下の 4 点について要請をした。
 - 使用済燃料対策推進計画の実現に向けて、具体的な対応の一層の強化をし、その際、事業者共通の課題であることを認識した上で、個社の取組のみならず、各社がより連携・協力して取組を加速すること。
 - 日本原燃の安全管理体制の問題について、同社の取組に対し最大限の協力と支援を行うこと。
 - 国際的な理解を得ながら着実に核燃料サイクルを推進するためには、プルサーマルの早期かつ最大限の導入に、より一層取り組むこと。
 - 発生者責任を有する事業者として、最終処分 of 科学的特性マップを活用し、地域社会との顔の見える対話を積み重ねるとともに、廃炉に伴い発生する解体廃棄物の処分についても着実に実施すること。
- ・世耕経済産業大臣からの要請を受けて、勝野電気事業連合会会長から、4 点についてそれぞれ発言があった。
 - 使用済燃料対策については、引き続き、使用済燃料対策推進計画を着実に実行に移し、地域の皆様のご協力をいただきながら、使用済燃料の貯蔵能

力の拡大に向けて必要な対策を安全かつ計画的に講じるとともに、電気事業者共通の課題であるとの認識のもと、より連携・協力した取り組みを進めていくこと。

- 日本原燃の安全管理体制の強化について、電気事業者が有する知見や経験を活かし、引き続き必要な支援を行っていくこと。
- 海外に保有するプルトニウムを含め、しっかりと消費するため、プルサーマル導入に向けて最大限取り組んでいくこと。
- 科学的特性マップ公表を契機に、発生者としての基本的な責任を有する立場から、対話活動等に自らも主体的かつ積極的に取り組み、また、解体廃棄物についても、発生者としてその処分に責任を有しているとの認識の下、安全かつ円滑な処分に必要な検討・取組を着実に実施すること。

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課

電話：03-3501-6291

F A X：03-3580-8493